

名古屋市地域療育センター条例施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 7年 3月31日

名古屋市長 広 沢 一 郎

名古屋市規則第31号

名古屋市地域療育センター条例施行細則の一部を改正する規則

名古屋市地域療育センター条例施行細則（平成 5年名古屋市規則第63号）の一部を次のように改正する。

第 2条の表を次のように改める。

名称	種別	対象となる児童	定員
名古屋市中心療育センター	児童発達支援センター	身体に障害のある児童、知的障害のある児童、精神に障害のある児童（発達障害児を含む。）又は難聴児	55 人
名古屋市西部地域療育センター		身体に障害のある児童、知的障害のある児童又は精神に障害のある児童（発達障害児を含む。）	40 人

附 則

この規則は、令和 7年 4月 1日から施行する。